

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人土佐市社会福祉協議会

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人土佐市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、各種委員会委員及び相談員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次の通り報酬及び費用弁償として旅費を別表1のとおり支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

この規定は、平成16年9月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、社会福祉法人土佐市社会福祉協議会役員並びに評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程の名称を役員等の報酬等に関する規程に改称し、平成29年2月9日から施行する。

別表1 非常勤役員等の報酬、費用弁償額

| 職名 | 報酬の額 | | 費用弁償額 |
|-----------|--------|--------|--------------|
| | 一日 | 半日 | 旅費の額 |
| 会長 | 8,000円 | | 旅費支給規定を準用する。 |
| 副会長 | 8,000円 | 4,000円 | |
| 理事 | 8,000円 | 4,000円 | |
| 監事 | 8,000円 | 4,000円 | |
| 各種委員会等の委員 | 8,000円 | 4,000円 | |
| 相談員 | 4,000円 | 3,000円 | |